柏都北第２７７号の２

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１０３条第１項の規定による換地処分の通知は，送付すべき場所を確知することができないので，同法第１３３条第１項及び第２項において準用する同法第７７条第５項の規定により，当該通知に係る書類の送付にかえて当該通知の内容を下記のとおり公告します。

令和　８年１１月２４日

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業
施行者　柏市
代表者　柏市長　　太　田　和　美

記

１　書類の送付を受けるべき者

ウォーカース・エスピーヴィ・リミテッド（日本における営業所　シャイニングパートナーズリミテッド）

２　通知の内容

土地区画整理法第１０３条の規定により，柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

なお，別紙明細書及び換地図については省略し，省略した明細書及び換地図を含むこの通知に係る書類は，千葉県柏市根戸１８５４番８にある柏市都市部北柏駅周辺整備課の事務所の掲示版において掲示します。

（教示）

１　この処分について不服がある場合には，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができな

くなります。）。

2　また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に柏市を被告として（代表者は柏市長）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，上記１の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。